

第16号議案

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年豊川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ただし書中「3,240円」を「3,300円」に改め、同条第2項中「同表」を「同表の」に、「108分の100」を「110分の100」に改め、同項の表中「21,600円」を「22,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同条第3項中「216円から5,400円」を「220円から5,500円」に改める。

第2条 豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ただし書中「紹介によらない初診については、3,300円」を「紹介がない場合の初診又は紹介をした場合の再診については、次の表の左欄に掲げる診療の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額」に改め、同号に次の表を加える。

区 分		金 額
紹介がない場合の初診	医師	5,500円
	歯科医師	3,300円
紹介をした場合の再診	医師	2,750円
	歯科医師	1,650円

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は令和元年10月1日から、第2条の規定は同日以後で病院事業管理者が定める日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊川市病院事業の設置等に関する条例第10条の規定は、第1条の規定の施行の日以後の診療料、特別病室使用料及び文書料について適用し、同日前の診療料、特別病室使用料及び文書料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の豊川市病院事業の設置等に関する条例第10条の規定は、第2条の規定の施行の日以後の診療料について適用し、同日前の診療料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、地域医療支援病院の承認に伴い、診療料の加算の区分を見直すとともに、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、患者等の負担の適正化を図るため、診療料等を改定する必要があるからである。